

山梨県自治会館非常用直流電源装置の蓄電池更新工事に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 6 月 11 日

山梨県市町村総合事務組合 組合長 鈴木 幹夫



1 入札に付する事項

- (1) 件名
山梨県自治会館非常用直流電源装置の蓄電池更新工事
- (2) 場所
山梨県自治会館 (山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号)
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 業務内容
「山梨県自治会館非常用直流電源装置の蓄電池更新工事仕様書」による

2 入札参加資格

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿(建設工事)において登録業種の「電気」に登録されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとす

- る。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)から山梨県市町村総合事務組合建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) この公告に係る入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、当該処分を受けた日から 2 年を経過している者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- (7) この公告の日前 5 年以内に、国又は地方公共団体等に請負金額 200 万円以上の電気工事を元請けとして完了した実績を有する者であること。

- (8) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条の規定による必要な技術者を工事現場に配置できること。ただし、入札参加資格確認申請日において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- (9) 山梨県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 仕様書及び入札説明書の交付等

(1) 日時

この公告の日から令和 7 年 6 月 30 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

山梨県市町村総合事務組合管理課（以下「組合管理課」という。）

住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館 1 階

電話：055-237-5711

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 現場視察等

現場視察及び図面閲覧は、随時実施する。入札参加希望者は、希望する日時（この公告の日から令和 7 年 6 月 30 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。))を事前に組合管理課まで連絡すること。

なお、山梨県自治会館の現地の都合により、希望する日時に実施できない場合がある。

4 入札参加申込みの受付

(1) 受付期間

この公告の日から令和 7 年 6 月 30 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 受付場所

上記 3 (2)と同じ

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和 7 年 7 月 11 日(金) 午前 11 時

場所 山梨県自治会館 2 階 視聴覚室

(山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号)

(2) 郵送等による入札

不可とする。

(3) 入札の無効

2 に定める入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

山梨県市町村総合事務組合財務規則(平成 22 年組合規則第 7 号)第 98 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

(3) 違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとし、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 最低制限価格の有無

無

(6) 前金払の有無

有。金額は契約金額の 4 割以内とする。なお、1 万円未満の端数は切り捨てる。

(7) 中間前金払の有無

有。金額は契約金額の 2 割以内とする。なお、1 万円未満の端数は切り捨てる。

(8) 参加資格を満たさなくなった場合

落札者が契約締結の日までの間に、2 に掲げた参加資格のうち 1 つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、組合は損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) その他

入札の詳細は、入札説明書による。